

資料 8 4 - 1

国際郵便約款及び郵便業務管理規程の変更の認可

(諮問第1234号)

諮問第1234号  
令和5年2月21日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 松本 剛明

### 諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 衣川 和秀)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請及び法第70条第1項の規定に基づく郵便業務管理規程の変更の認可申請があった。

審査の結果は別紙のとおりであり、申請内容は、法第68条第2項各号及び法第70条第3項各号の規定に適合していると認められる。については、法第68条第1項及び法第70条第1項の規定による認可を行うこととしたい。

本件について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

- \* 本件起案文書の別添1から別添5までの申請書を添付する。
- \*\* 本件起案文書の別紙2-1から別紙2-4までの審査結果を添付する。

**通関電子データの送信必須化（全世界宛て）に伴う  
国際郵便約款の変更認可申請  
審査結果**

日本郵便株式会社から認可申請のあった、通関電子データ（EAD: Electronic Advance Data）の送信必須化（全世界宛て）に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第2項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、差出人からのEADの提供義務について適切かつ明確に規定するものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	国際郵便物の引受け時の対応として、差出人に対してEADの提供を義務付ける旨を明確に規定し、また、EADの対象となるデータが適正かつ明確に規定していることから、適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	本事項について、従前の国際郵便約款からの変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	差出人から提供を受けたEADについて、名宛国及び継越国に送信することを適正かつ明確に規定していることから、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

**航空書簡及び国際郵便葉書の廃止に伴う  
国際郵便約款及び郵便業務管理規程の変更認可申請  
審査結果**

日本郵便株式会社から認可申請のあった、航空書簡及び国際郵便葉書の廃止に伴う国際郵便約款及び郵便業務管理規程の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項及び第 70 条第 3 項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

## ○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、航空書簡及び国際郵便葉書を廃止することを適切かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	航空書簡及び国際郵便葉書の廃止に加え、既に販売済みの航空書簡及び国際郵便葉書の取扱い（国際郵便葉書の引受けを継続）についても適正かつ明確に規定していることから、適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項	適	航空書簡及び国際郵便葉書の廃止に加え、既に販売済みの航空書簡及び国際郵便葉書の取扱い（航空書簡及び国際郵便葉書を同額の郵便切手類と交換）についても適正かつ明確に規定していることから、適当であると認められる。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	既に販売済みの航空書簡及び国際郵便葉書の取扱い（国際郵便葉書の引受けを継続、航空書簡及び国際郵便葉書を同額の郵便切手類と交換）について、適正かつ明確に規定していることから、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

○郵便業務管理規程の変更

審査基準	審査結果	理由
郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。(法第70条第3項第1号)	適	今回の変更は、航空書簡及び国際郵便葉書に関する記載を削除するものであり、本基準に係る内容の変更はなく、引き続き適当であると認められる。
総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。(法第70条第3項第2号)	適	同上
一週間につき五日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。(法第70条第3項第3号)	適	同上
郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。(法第70条第3項第4号)	適	同上
郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。(法第70条第3項第5号)	適	同上
その他総務省令で定める基準に適合するものであること。(法第70条第3項第6号)	適	同上

## 万国郵便条約の施行規則の改正に伴う国際郵便約款の変更認可申請 審査結果

日本郵便株式会社から認可申請のあった、万国郵便条約の施行規則の改正（税関告知書の添付位置及び添付条件の変更）に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第2項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、万国郵便条約の施行規則において規定する税関告知書（CN22及びCN23）の添付位置及び添付条件を適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	国際郵便物の引受け時の対応として、差出人による税関告知書（CN22及びCN23）の添付位置及び添付条件を適正かつ明確に規定するものであり、適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	本事項について、従前の国際郵便約款からの変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	本事項について、従前の国際郵便約款からの変更はなく、引き続き適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

**国際返信切手券の引換額に係る規定の整備のための  
国際郵便約款の変更認可申請  
審査結果**

日本郵便株式会社から認可申請のあった、国際返信切手券の引換額に係る規定の整備のための国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第2項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、国際返信切手券の引換額に係る規定を適正かつ明確に定め、そのより安定的な運用を図るものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	国際返信切手券の引換時の対応として、令和5年10月1日からの航空書簡及び国際郵便葉書の廃止を適正かつ明確に反映したものであり、適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	国際返信切手券の引換時の対応として、その引換額について料金表を参照する形で適正かつ明確に規定し直すものであり、適当であると認められる。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	本事項について、従前の国際郵便約款からの変更はなく、引き続き適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

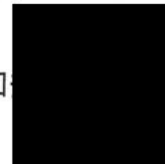


2022-秘日経企第0058号  
2023年1月11日

総務大臣  
松本 剛明 様

日本郵便株式会社  
代表取締役社長

衣川 和



### 郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
2024年3月1日
- 3 変更を必要とする理由  
国際郵便役務を円滑に提供することを目的として、全ての名宛国及び継越国に対し通関電子データを送信するため。



国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(<u>個人情報</u>の取扱い) 第8条の2</p> <p>当社は、郵便業務を提供するために、名宛国又は<u>継越国</u>の指定された事業者に対して、<u>郵便物の個人情報を電子的に送付する場合があります。</u></p>	<p>(<u>通関電子データ</u>の取扱い) 第8条の2 当社が別に定める郵便物の差出人は、その郵便物の差出人及び受取人の住所氏名、内容品の明細、価格等の税関検査に関する事項を電子情報としたもの（以下「<u>通関電子データ</u>」といいます。）を、当社が別に定める方法により当社に事前に提供していただきます。 2 当社は、郵便業務を提供するために、名宛国又は<u>継越国</u>の指定された事業者に対して、<u>通関電子データを送信すること</u>があります。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u>（※※※※年※※月※※日 2022-※※※※第※※※※号）</p> <p>この改正規定は、2024年3月1日から実施します。</p>



2022-秘日経企第0058号  
2023年1月11日

総務大臣  
松本 剛明 様

日本郵便株式会社  
代表取締役社長

衣川 和



### 郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
2023年10月1日
- 3 変更を必要とする理由  
需要が僅少な航空書簡の取扱い並びに国際郵便葉書の発行及び販売を終了するため。

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(航空書簡)</p> <p>第19条 当社は、航空扱いとする書状として航空書簡を取り扱います。</p> <p>2 航空書簡は、折り畳み、かつ、四辺が閉じられることとなる一枚の紙から成る郵便物であって、折り畳んだときの大きさが、次の制限を満たすものでなければなりません。</p> <p>最大限度 長さ22センチメートル、幅11センチメートル（許容差は、それぞれ0.2センチメートル）</p> <p>最小限度 長さ14センチメートル、幅9センチメートル（許容差は、それぞれ0.2センチメートル）</p> <p>一 トル</p> <p>長さは、幅に2の平方根（近似値1.4）を乗じたもの以上で、かつ、長方形のものであること。</p> <p>3 航空書簡は、当社が発行するもの及び前項に規定する大きさの範囲内において当社が別に定めるところにより承認を受けた当社以外の者が作成する航空書簡（以下「私製の航空書簡」といいます。）に限り、取り扱います。</p> <p>4 当社が発行する航空書簡は、折り畳んだときの大きさが、長辺18センチメートル、短辺9.2センチメートルとなるものとします。</p> <p>5 航空書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。</p> <p>(1) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、写真、紙片等で薄い物を封入する場合</p> <p>(2) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易に剥がれないよう全面を密着させて添付する場合（料金支払のための郵便切手以外の郵便切手（記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。）又はこれに類する物は裏面に添付する場合があります。）</p> <p>6 料額印面を汚染した航空書簡は、新たにその料金相当の郵便切手を貼り付けて差し出すことができません。</p> <p>7 前項に規定する航空書簡に郵便切手を貼り付けず、又は貼り付けてもその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の航空書簡として取り扱います。</p> <p>(郵便葉書)</p> <p>第20条 郵便葉書は、当社が発行するもの（以下「国際郵便葉書」といいます。）及び第22条（私製の郵便葉書の規格及び様式）に規定する当社以外の者が作成する郵便葉書（以下「私製の郵便葉書」といいます。）とします。</p> <p>(国際郵便葉書の規格及び様式)</p> <p>第21条 国際郵便葉書の規格及び様式は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 縦10センチメートル、横14.8センチメートルの紙とする。</p> <p>(2) 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとする。</p> <p>(3) 表面の色彩は、白色又は淡色とする。</p> <p>(4) 表面の右上部には、料額印面を付ける。</p> <p>(5) 表面の上部中央には、「Postcard」の文字を表示する。</p> <p>(6) 航空扱いとするものには、表面に「Air mail」の文字を表示する。航空扱いとしないものに</p>	<p>第19条 削除</p> <p>第20条及び第21条 削除</p>

<p>は、表面に「Surface」の文字を表示する。</p> <p>(7) 表面の少なくとも右半分は、宛名及び業務上の記載又は票符のために残すものとする。</p> <p>2 前項の国際郵便葉書には、<u>絵画、写真、書、図、簡単な句等を印刷することがあります。</u></p> <p>(私製の郵便葉書の規格及び様式)</p> <p>第2.2.2条 私製の郵便葉書は、次の規格及び様式のものとしていただきます。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(料額印面汚染葉書の差出方法)</p> <p>第2.5条 料額印面を汚染した国際郵便葉書は、新たにその料金相当の郵便切手を貼り付けて差し出すことができます。</p> <p>2 前項の国際郵便葉書に郵便切手を貼り付けず、又は貼り付けてもその額が不足するときは、<u>料金未払又は料金不足の郵便葉書として、これを取り扱います。</u></p> <p>(料額印面による料金の支払)</p> <p>第4.3条 料額印面の付いた国際郵便葉書及び航空書簡については、これを郵便物として差し出したときに料額印面に表された金額の限度において料金の支払があつたものとし、<u>ます。</u></p> <p>(無効な切手類の使用等)</p> <p>第4.4条 郵便切手、<u>国際郵便葉書及び航空書簡</u>の料金支払のための使用、消印及び交換については、内国郵便約款第4.4.4条(汚染等された切手類)から第4.6条(切手類の交換)までに規定するところにより、<u>ます。</u></p>	<p>(郵便葉書の規格及び様式)</p> <p>第2.2.2条 郵便葉書は、次の規格及び様式のものとしていただきます。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第2.5条 削除</p> <p>第4.3条 削除</p> <p>(郵便切手の料金支払のための使用、消印及び交換)</p> <p>第4.4条 郵便切手の料金支払のための使用、消印及び交換については、内国郵便約款第4.4.4条(汚染等された切手類)から第4.6条(切手類の交換)までに規定するところにより、<u>ます。</u></p>
<p>(料金の返還)</p> <p>第5.1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の請求のあつた料金は、現金又は郵便切手若しくは内国郵便約款第2.1条(当社が発行する郵便葉書の規格及び様式)の規定により当社が発行する郵便葉書(次項において単に「郵便葉書」といいます。)でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとし、<u>ます。</u></p> <p>4 前項の場合において、第1項の表中1の料金が郵便切手により支払われたものである場合であつて、当社が別に定める額以上であるときは、前項の規定にかかわらず、郵便切手又は郵便葉書でこれを返還します。</p> <p>第7.8条 及び第7.9条 削除</p> <p>(受取通知の取扱い)</p> <p>第8.0条 (略)</p> <p>2 受取通知の取扱いは、第1.1条(国別の差出条件)に規定する差出条件により書留とする通常郵便物、保険付とする書状及び小包郵便物について行います。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(料金の返還)</p> <p>第5.1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の請求のあつた料金は、現金又は郵便切手若しくは内国郵便約款第2.1条(当社が発行する郵便葉書の規格及び様式)の規定により当社が発行する郵便葉書(次項において単に「郵便葉書」といいます。)でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとし、<u>ます。</u></p> <p>4 前項の場合において、第1項の表中1の料金が郵便切手により支払われたものである場合であつて、当社が別に定める額以上であるときは、前項の規定にかかわらず、郵便切手、郵便葉書、<u>国際郵便葉書又は航空書簡</u>でこれを返還します。</p> <p>第7.8条 削除</p> <p>第7.9条 削除</p> <p>(受取通知の取扱い)</p> <p>第8.0条 (略)</p> <p>2 受取通知の取扱いは、第1.1条(国別の差出条件)に規定する差出条件により書留とする通常郵便物(航空書簡を除きます。)、保険付とする書状及び小包郵便物について行います。</p> <p>3 (略)</p>

<p>(保険付の取扱い) 第83条 (略)</p> <p>2 保険付の取扱いは、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に宛てた書状(航空書簡を除きます。)<u>及び小包郵便物</u>について行います。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(保険付の取扱い) 第83条 (略)</p> <p>2 保険付の取扱いは、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に宛てた書状及び小包郵便物について行います。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則 (※※※※年※※月※※日 2022-※※※※※※※※※※※※号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、2023年10月1日から実施します。</p> <p>(航空書簡及び国際郵便葉書に関する経過措置)</p> <p>第2条 この改正規定の実施前の国際郵便葉書は、当分の間、これをこの改正規定の実施前の国際郵便葉書として取り扱います。</p> <p>2 この改正規定の実施前の航空書簡及び国際郵便葉書については、当分の間、第44条(郵便切手の料金支払のための使用、消印及び交換)の規定により、他の切手類と交換することができま</p>
--	--



2022-秘日経企第0058号  
2023年1月11日

総務大臣  
松本 剛明 様

日本郵便株式会社  
代表取締役社長

衣川 和



### 郵便業務管理規程の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第70条第1項の規定に基づき、郵便業務管理規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 郵便業務管理規程  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
2023年10月1日
- 3 変更を必要とする理由  
航空書簡の取扱い並びに国際郵便葉書の発行及び販売を終了することに伴い、航空書簡及び国際郵便葉書を削除する必要があるため。

郵便業務管理規程新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(郵便切手類の発行) 第4条 (略) 2 会社が発行する郵便切手類の種類は、次のとおりとする。 (1) 郵便切手 (2) 郵便葉書の料額印面 <u>(3) 国際郵便葉書の料額印面</u> <u>(4) 郵便書簡の料額印面</u> <u>(5) 航空書簡の料額印面</u> <u>(6) 特定封筒の料額印面</u></p>	<p>(郵便切手類の発行) 第4条 (略) 2 会社が発行する郵便切手類の種類は、次のとおりとする。 (1) 郵便切手 (2) 郵便葉書の料額印面 <u>(3) 郵便書簡の料額印面</u> <u>(4) 特定封筒の料額印面</u></p> <p>附 則 (<u>※※※※年※※月※※日 2022-※※※※第※※※※号</u>)</p> <p>この改正規定は、2023年10月1日から施行する。</p>



2022-日国事第0269号

2023年1月11日

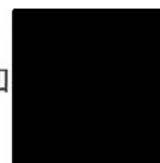
総務大臣

松本 剛明 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

衣川 和



### 郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
2023年6月1日
- 3 変更を必要とする理由  
万国郵便条約の施行規則の改正により、税関告知書CN22の添付位置及び税関告知書CN23の添付条件を変更する必要があるため。



国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(一) 一般的利用条件</p> <p>第17条 外国宛てに<b>第31条(特別郵袋印刷物)に定める特別郵袋印刷物、第33条(小形包装物)に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のあるその他の通常郵便物を差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22(以下「CN22」といいます。)</b>を郵便物に添付していただきます。CN22は、<u>名宛面の上部左側に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、その下に貼り付けていただきます。</u></p> <p>2 前項の郵便物について、<u>内容品の価格が300SDRを超える場合又は差出人が選択する場合には、当社所定の税関告知書CN23(以下「CN23」といいます。)</u>を添付していただきます。<u>名宛面ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。</u></p> <p>3 差出人は、<u>CN22又はCN23</u>を郵便物に添付する場合には、あわせて、差出国及び名宛国の税関手続に必要な書類(請求書、輸出許可書、輸入許可書、原産地証明書、衛生証明書等)を添付することができます。</p> <p>4 第1項に規定する郵便物を差し出す者は、<u>当社の承認を受けて、当社が別に定めるCN22をあらかじめ印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22を用いて当社が別に定める事業所に郵便物を差し出すことができます。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) EMS郵便物には、<u>当社所定のCN22を添付するか又は名宛国が必要とする場合には、当社所定のCN23を追加して添付すること。</u>名宛面ごとのCN22又はCN23の必要枚数その他の添付条件については、<u>第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(取扱中に係る郵便物の開示)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 当社は、<u>差出人又は受取人が前項の規定により開くことを拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開いていただくことを求めることができな</u>いときは、<u>その郵便物を開くこと</u>があります。ただし、<u>CN22又はCN23</u>の添付のない封かんした書状は、開かないで差出人に返還します。</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国宛て郵便物を差し出す場合には、<u>郵便物の税関検査に必要な当社所定のCN22及びCN23並びにインボイス等に内容品、価格等必要事項を正しく記載していただきます。</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(一) 一般的利用条件</p> <p>第17条 外国宛てに特別郵袋印刷物、小形包装物又は税関検査の対象とされる可能性のあるその他の通常郵便物を差し出す場合は、<u>内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN23(以下「CN23」といいます。)</u>を郵便物に添付していただきます。<u>名宛面ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。</u></p> <p>2 前項の郵便物について、<u>差出人が選択する場合には、CN23に代えて当社所定の税関告知書CN22(以下「CN22」といいます。)</u>を添付していただきます。<u>この場合、CN22は、郵便物の外部に貼り付けていただきます。</u></p> <p>3 差出人は、<u>CN23又はCN22</u>を郵便物に添付する場合には、あわせて、差出国及び名宛国の税関手続に必要な書類(請求書、輸出許可書、輸入許可書、原産地証明書、衛生証明書等)を添付することができます。</p> <p>4 第2項の規定により第1項に規定する郵便物を差し出すとする者は、<u>当社の承認を受けて、当社が別に定めるCN22をあらかじめ印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22を用いて当社が別に定める事業所に郵便物を差し出すことができます。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(EMS郵便物の利用条件)</p> <p>第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) EMS郵便物には、<u>内容品の別により、当社所定のCN23又はCN22を添付すること。</u>名宛面ごとのCN23又はCN22の必要枚数その他の添付条件については、<u>第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(取扱中に係る郵便物の開示)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 当社は、<u>差出人又は受取人が前項の規定により開くことを拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開いていただくことを求めることができな</u>いときは、<u>その郵便物を開くこと</u>があります。ただし、<u>CN23又はCN22</u>の添付のない封かんした書状は、開かないで差出人に返還します。</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国宛て郵便物を差し出す場合には、<u>郵便物の税関検査に必要な当社所定のCN23及びCN22並びにインボイス等に内容品、価格等必要事項を正しく記載していただきます。</u></p> <p>4～6 (略)</p>

<p>(郵便物の取扱い) 第108条 (略) 2 (略) 3 前項(1)の郵便物の差出人は、差出しの際、第17条(一般的利用条件)第1項又は第2項に規定するCN22<sub>2</sub>又はCN23<sub>2</sub>を添付していただきます。</p>	<p>(郵便物の取扱い) 第108条 (略) 2 (略) 3 前項(1)の郵便物の差出人は、差出しの際、第17条(一般的利用条件)第1項又は第2項に規定するCN23<sub>2</sub>又はCN22<sub>2</sub>を添付していただきます。</p> <p>附 則 (※※※※年※※月※※日 2022-※※※※※※※※※※※※※※号)</p> <p>この改正規定は、2023年6月1日から実施します。</p>
--	---



2022-日国事第0269号  
2023年1月11日

総務大臣  
松本 剛明 様

日本郵便株式会社  
代表取締役社長

衣川 和



### 郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
2023年10月1日
- 3 変更を必要とする理由  
国際返信切手券の引換郵便切手の料金額は、当社が別に定める額とすることにより、国際郵便約款の安定的運用を図るため。

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(外国宛て郵便物の差出場所) 第52条 外国宛て通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。 (1)～(6) (略) (7) 第120条(国際返信切手券) <b>第4項</b>の規定により切手券と同時に差し出すことを求められたもの 2～5 (略) (国際返信切手券) 第120条 国際返信切手券(有効期間が表示されたものに限ります。以下「切手券」といいます。)は、その有効期間内に限り、国際郵便物の差出しに必要な<b>郵便切手等</b>と引き換えることができるものです。 2 当社は、切手券を、1枚につき<b>130円</b>に相当する1枚又は2枚以上の郵便切手と引き換えま</p>	<p>(外国宛て郵便物の差出場所) 第52条 外国宛て通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。 (1)～(6) (略) (7) 第120条(国際返信切手券) <b>第3項</b>の規定により切手券と同時に差し出すことを求められたもの 2～5 (略) (国際返信切手券) 第120条 国際返信切手券(有効期間が表示されたものに限ります。以下「切手券」といいます。)は、その有効期間内に限り、国際郵便物の差出しに必要な<b>郵便切手</b>と引き換えることができるものです。 2 当社は、切手券を、1枚につき<b>航空扱いとする書状の料金として定められた額のうち最低のものであって、名宛国がいつでも差し出すことができるものとして当社が別に定める額</b>に相当する1枚又は2枚以上の郵便切手と引き換えられます。</p>
<p><b>3</b> 切手券は、前項のほか、<b>国際郵便葉書又は当社が発行する航空書簡と引き換えることもできます。この場合には、切手券の合計額(1枚につき130円として計算します。)</b>と引き換えるべき<b>国際郵便葉書又は航空書簡の料額印面の金額との間に差額が生じたときは、これに相当する郵便切手を添えて引き換えます。</b> <b>4</b> 当社は、引換えに係る切手券の枚数が多量の場合には、切手券とその引換えによって料金を支払う郵便物と同時に差し出すことを求めることがあります。</p>	<p><b>3</b> 当社は、引換えに係る切手券の枚数が多量の場合には、切手券とその引換えによって料金を支払う郵便物と同時に差し出すことを求めることがあります。</p>

附 則 (※※※※年※※月※※日 2022-※※※※※※※※※※※※号)

この改正規定は、2023年10月1日から実施します。

# 国際郵便約款及び郵便業務管理規程の 変更の認可について

令和5年2月21日  
総務省

## 第1 郵便約款及び郵便業務管理規程の認可について

### 1 郵便約款及び郵便業務管理規程とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

郵便業務管理規程とは、郵便の業務の管理に関する基本的な事項（郵便切手類の発行、郵便物の引受・配達の方法、郵便物の送達日数等に関する事項）を規定したものであり、法第70条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便業務管理規程を定めることになっている。

※ 料金については、法第67条第1項等により、原則として総務大臣への届出制となっている。ただし、同条第3項により、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、総務大臣の認可制となっている。

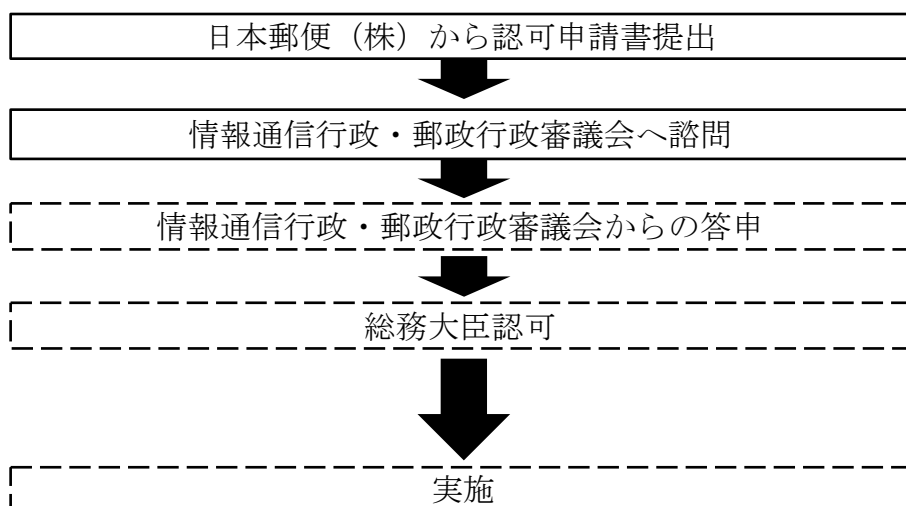
### 2 総務大臣の認可

郵便約款及び郵便業務管理規程の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、郵便約款は法第68条第1項、郵便業務管理規程は法第70条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項括弧書きにより、総務大臣の認可を要さない。

### 3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



## 第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

### 1 通関電子データの送信必須化（全世界宛て）に伴う国際郵便約款の変更認可

#### (1) 郵便約款の変更の認可申請理由

万国郵便連合（UPU：Universal Postal Union）においては、国際郵便に係る通関手続の最適化を図り、国際郵便役務の円滑な提供を実現する観点から、引受国から名宛国及び継越国宛ての事前の通関電子データ（EAD：Electronic Advance Data）※の送信を促進している。

このような中、日本郵便株式会社においても、国際郵便物の差出人に対してEADの提供を奨励してきたところ、既に多くのケースでEADの提供が行われている状況にある。今般、日本郵便株式会社における更なる取組の強化として、令和6年3月1日から、国際郵便物の差出人に対してEADの提供を義務づけ、全世界（全ての名宛国及び継越国）宛てにEADを送信することとする。これにより、国際郵便役務の提供の一層の円滑化を図ることとしており、そのために必要な国際郵便約款の改定を行う。

なお、日本郵便株式会社においては、本件義務づけについて、国際郵便役務の利用者への周知を徹底する観点から、国際郵便約款の改定後、1年間の周知期間を設けることとしており、今回のタイミングでの認可申請となったもの。

※ 郵便物の差出人及び受取人の住所氏名、内容品の明細、価格等の税関検査に関する事項を電子情報としたもの。

#### (2) 申請概要

現状では、各国に対してEADの送信を義務的に求めている国・地域（米国、欧州）宛てに送達される国際郵便物についてのみ、国際郵便条件表（国・地域別）の中で差出人に対してEADの提供を義務づけている。

今般、全ての国・地域宛てに送達される国際郵便物について、差出人に対してEADの提供を義務づけるため、国際郵便条件表（国・地域別）での個別対応ではなく、国際郵便約款の本文の規定（第8条の2（個人情報取扱い））を改定する。

#### (3) 実施予定期日

令和6年3月1日（国際郵便約款の改定後、1年間の周知期間を設ける。）

## 2 航空書簡及び国際郵便葉書の廃止に伴う国際郵便約款及び郵便業務管理規程の変更認可

### (1) 郵便約款及び郵便業務管理規程の変更の認可申請理由

日本郵便株式会社においては、国際郵便役務の一環として、昭和24年3月から航空書簡、昭和63年4月から国際郵便葉書の販売を行ってきた。

航空書簡及び国際郵便葉書については、全世界均一料金（航空書簡：90円、国際郵便葉書：70円）での送達が可能となっている。しかしながら、近年の電子メール等のオンラインサービスの普及に伴い、書状全般の利用が停滞する中で、航空書簡（定形書状で代替可能）及び国際郵便葉書（市販の絵葉書等で代替可能）の販売も長らく停滞している状況にある。

このような状況を踏まえ、日本郵便株式会社においては、令和5年10月1日から、航空書簡の取扱い（発行、販売及び引受）並びに国際郵便葉書の発行及び販売を停止<sup>※</sup>することとし、そのために必要な国際郵便約款及び郵便業務管理規程の改定を行う。

※ 国際郵便葉書については、令和5年10月1日以降も引受けを継続する。一方で、航空書簡については、現行価格での役務提供を継続することが困難なことから、令和5年10月1日以降は引受けも停止する。なお、利用しない航空書簡及び国際郵便葉書については、同額の郵便切手類との交換を可能とする。

### (2) 申請概要

航空書簡の取扱い（発行、販売及び引受）並びに国際郵便葉書の発行及び販売を停止するに当たって、国際郵便約款における関連の規定（第19条（航空書簡）、第20条（郵便葉書）等）の削除又は修正（航空書簡及び国際郵便葉書の文言の削除）、郵便業務管理規程における関連の規定（第4条（郵便切手類の発行））の修正（航空書簡及び国際郵便葉書の文言の削除）のための改定を行う。

また、附則において、当面の間、国際郵便葉書の引受けを継続する旨、航空書簡及び国際郵便葉書について同額の切手類との交換を可能とする旨を規定する。

### (3) 実施予定期日

令和5年10月1日



### 3 万国郵便条約の施行規則の改正に伴う国際郵便約款の変更認可

#### (1) 郵便約款の変更の認可申請理由

万国郵便条約の施行規則の改正により、国際郵便物に添付する税関告知書（CN 2 2 及び CN 2 3 の 2 種類の様式が存在）の添付位置<sup>※1</sup> 及び添付条件<sup>※2</sup> が変更されることを受け、これに対応するための国際郵便約款の改定を行う。

※1 現状、郵便物の所定の場所（名宛面の上部左隅又は差出人の住所氏名の記載の下）に添付する必要があるが、今後は郵便物の外部のいずれかの場所に添付すればよくなる。

※2 現状、郵便物の内容品の価格による条件（内容品の価格が 3 0 0 S D R 以下：CN 2 2 を利用、内容品の価格が 3 0 0 S D R 超又は差出人が選択する場合：CN 2 3 を利用）が存在しているが、今後、内容品の価格によらず原則として CN 2 3（E A D の送信の際に利用する様式）に移行していくことを踏まえ、内容品の価格による条件を撤廃するもの。

#### (2) 申請概要

国際郵便物に添付する税関告知書（CN 2 2 及び CN 2 3）について、その添付位置及び添付条件を定めた国際郵便約款における関連の規定（第 1 7 条（一般的利用条件）等）の改定を行う。

具体的には、万国郵便条約の施行規則の改正を踏まえ、税関告知書（CN 2 2 及び CN 2 3）の添付位置について、現状、郵便物の所定の場所（名宛面の上部左隅又は差出人の住所氏名の記載の下）に添付する必要があるところ、今後は郵便物の外部のいずれかの場所に添付すればよいとする内容への改正を行う。また、税関告知書（CN 2 2 及び CN 2 3）の添付条件について、現状、郵便物の内容品の価格による条件（内容品の価格が 3 0 0 S D R 以下：CN 2 2 を利用、内容品の価格が 3 0 0 S D R 超又は差出人が選択する場合：CN 2 3 を利用）が存在しているところ、今後、内容品の価格によらず原則として CN 2 3（E A D の送信の際に利用する様式）に移行していくことを踏まえ、内容品の価格による条件を撤廃する改正を行う。

また、その他の税関告知書（CN 2 2 及び CN 2 3）に関する規定について、今後、原則として CN 2 3 に移行していくことを踏まえた改正を行う。

#### (3) 実施予定期日

令和 5 年 6 月 1 日（万国郵便条約の施行規則の改正の施行日）

## 4 国際返信切手券の引換額に係る規定の整備のための国際郵便約款の変更認可

### (1) 郵便約款の変更の認可申請理由

国際返信切手券※の引換額（130円）については、現状、国際郵便約款（第120条（国際返信切手券））に直接金額が記載されている状況にあるが、当該引換額は、総務大臣への届出対象である国際郵便の料金表において規定されており、規定内容の重複が発生している状況にあった。また、将来的に国際郵便の料金が改定されることとなった場合に、料金表の改定に伴う届出に併せて、国際郵便約款（第120条（国際返信切手券））の改定のための認可申請が付随的に発生してしまう歪みが存在する状況となっていた。

このような状況を踏まえ、国際郵便約款の規定を適切な形に整備し、その安定的な運用を図るため、関連の規定（第120条（国際返信切手券）等）の改定を行う。

※ 万国郵便連合（UPU：Universal Postal Union）においては、国際郵便物の差出人が、その受取人からの返信を必要とする場合に、UPUが発行する加盟国共通の国際返信切手券を国際郵便物に封入して差し出すことで、その受取人が、当該国際返信切手券を返信用の郵便切手等（航空扱いの書状の最低料金に相当する額の郵便切手等）と現地の郵便局で引き換え、差出人への返信を行うことができるような枠組みを提供（万国郵便条約の施行規則において規定）している。この枠組みのもと、日本宛ての国際郵便物の受取人が国際返信切手券を受領した場合に、当該受取人は、現状、航空扱いの書状の最低重量帯の料金（そのうち、全ての地帯宛てに差出が可能な料金（最も高額な地帯宛ての料金））である130円分の郵便切手等（郵便切手の他、航空書簡及び国際郵便葉書（令和5年10月1日（日）に廃止予定）が含まれる）との引き換えができるようになっている。

### (2) 申請概要

国際返信切手券の引換額について、金額を直接記載するのではなく、料金表の記載を参照する形に、国際郵便約款の規定（第120条（国際返信切手券）等）の改定を行う。

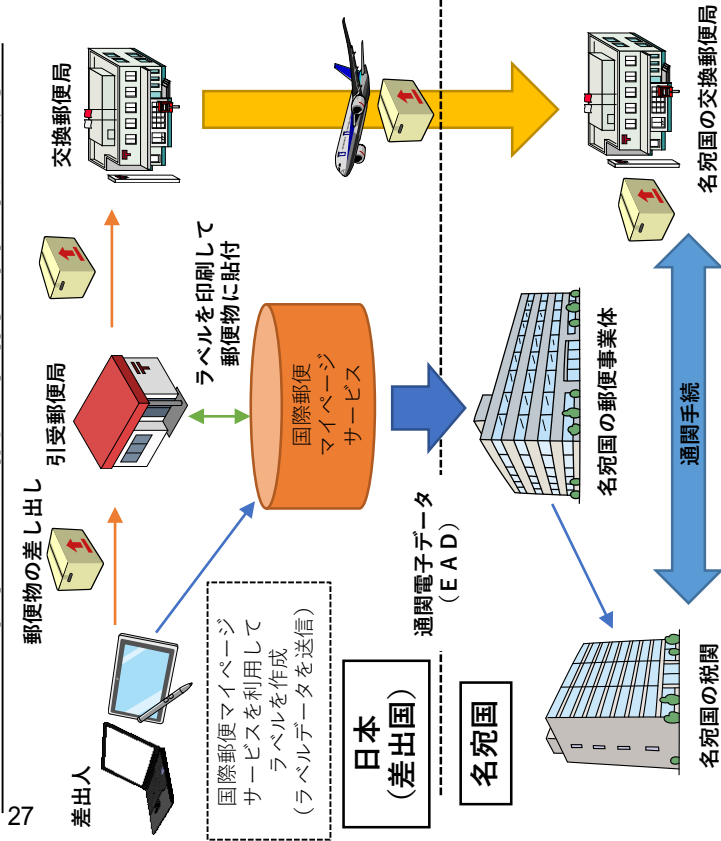
### (3) 実施予定期日

令和5年10月1日（国際返信切手券の引換対象に含まれる航空書簡及び国際郵便葉書の廃止と同日）

# 參考資料

- UPUにおいては、水際対策の強化等の観点から、加盟国における事前の通関電子データ（EAD：Electronic Advance Data、税関告知書の記載内容を複製したデータ）の利用を促進。日本から送る郵便物についても、多くのケースでEADの送信が行われている状況にある。
- このような中、日本郵便として、日本から送る郵便物について、2024年3月から全世界一律にEAD送信を必須化を図る意向。国際郵便の利用者は、「国際郵便マイページサービス」（日本郵便のポータルサービス）を通じてEAD送信を行う必要がある。（利用者への影響に鑑み、必須化の実施前に約1年の周知期間を設ける。）
- なお、既にこれまで、米国宛が2021年1月から、欧州宛が2022年6月から、EAD送信を必須化されている。

## EADの取得・送信と国際郵便物の流れ



## スケジュール

2023年	1月11日	総務大臣への認可申請
	2月21日	情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会への諮問
		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 総務大臣の認可、総務省及び日本郵便による報道発表 (EAD送信の全世界必須化について、実施の1年前から周知)</li> </ul>
2024年	3月1日	EAD送信の全世界必須化

○航空書筒及び国際郵便葉書については、販売数が低調な中で、調達時のスケールメリットが失われるとともに、各局における在庫管理の手間が増している状況にあり、日本郵便における負担が非常に大きくなっている。

○このような状況を踏まえ、今般、日本郵便としては、やむを得ずサービスを廃止し、航空書筒の利用者には定形書状（より多くの記載が可能。なお、記載量が少ない者は、既にメール等の電子的な手段に移行している状況。）、国際郵便葉書の利用者には私製の郵便葉書（国際郵便葉書と同額の切手を貼付することを利用して利用可能）の利用を促す意向。（日本郵便は2023年10月1日のサービス廃止を希望。）

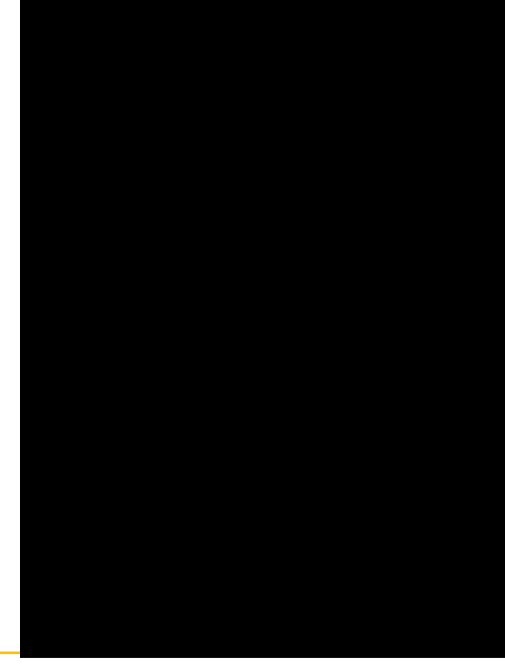
### 【航空書筒：1949年3月～】

折り畳み式の便箋兼封筒（16.5 cm × 9.2 cm）となっており、内側を便箋として利用可能。定形書状（長辺14～23.5 cm、短辺9～12 cm、厚さ1 cmまで）よりはサイズが小さいものの、葉書の約3倍の記載スペースが確保されており、重さが25グラム以内であれば、写真やメモのような薄い物を同封可能。世界各国へ均一料金（90円：1994年1月に設定）で航空便により差出可能。



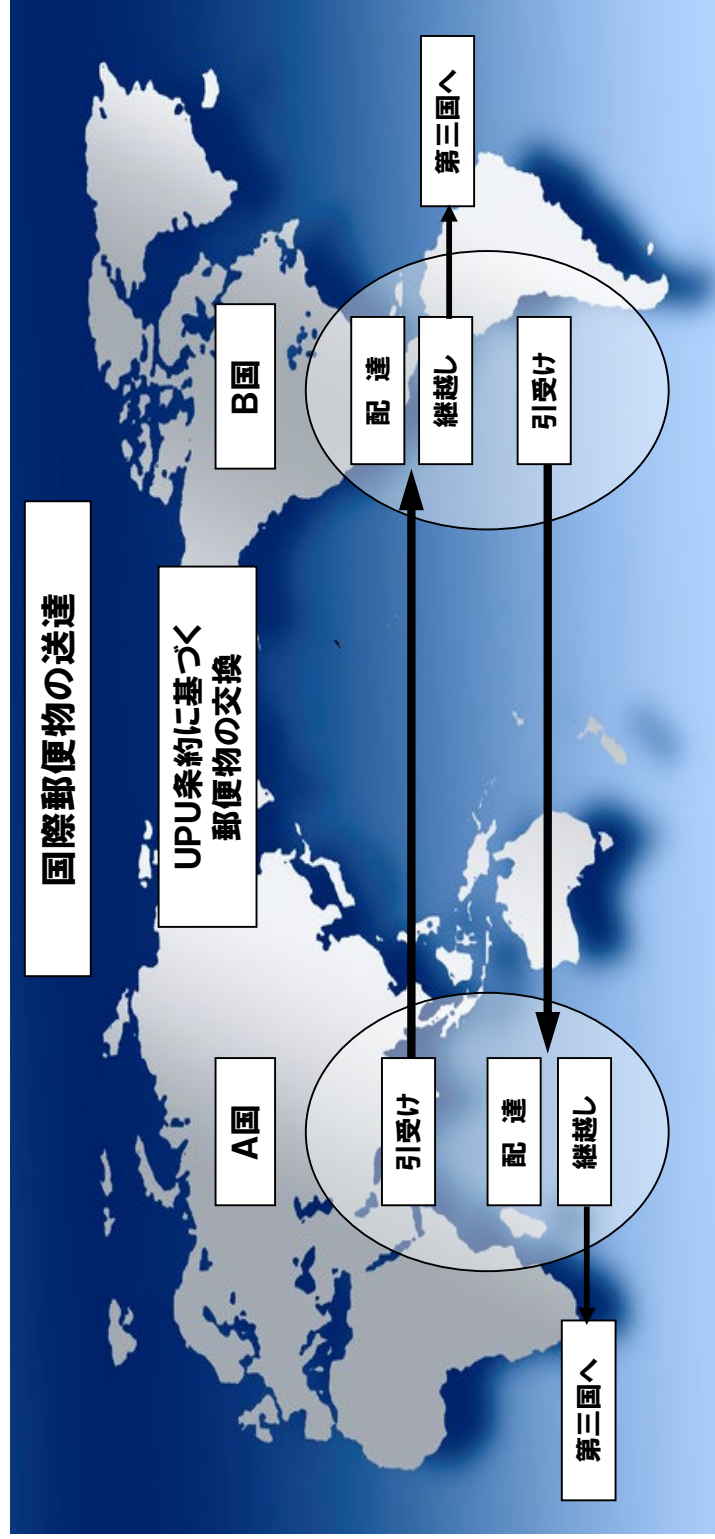
### 【国際郵便葉書：1988年4月～】

エアメールと呼ばれ、世界各国へ均一料金（70円）：1988年4月に設定）で航空便により差出可能。絵葉書等の私製の郵便葉書（70円切手を別途貼付する必要あり）と比較した場合、葉書代が無料となるイメージ。一方で、大半の利用者は私製の郵便葉書を利用して



- ① 国際郵便は、万国郵便連合 (UPU) が定める「万国郵便条約 (UPU条約)」に基づき、各加盟国において「指定された事業者」(\*)の間で交換されている。
- ② UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供している。

※ 「指定された事業者」とは、郵便業務を運営し、自国の領域においてUPU条約から生ずる義務を履行するために各加盟国によって指定された機関 (日本では日本郵便株式会社)



【参照条文】

○ 郵便法（昭和22年法律第165号）（抄）

（郵便に関する条約）

第十一条 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（郵便業務管理規程）

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 郵便の業務の管理に関する事項

二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

三 郵便物の配達の方法

四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法

五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 一週間につき五日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

- 四 郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。
- 五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。
- 六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

（審議会等への諮問）

**第七十三条** 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

## ○ 万国郵便条約の施行規則（抄）

### 18-106 国際返信切手券

- 1 指定された事業者は、国際事務局の発行する国際返信切手券を販売する権利及び自国の法令に従ってその販売を制限することができる。
- 3 国際返信切手券は、各加盟国において、名宛国がいずれであっても、外国に宛てる普通の優先郵便物又は普通の航空書状の最低料金を表示する郵便切手及び、引換国の国内法令上認められない場合を除くほか、切手付書簡類又は郵便料金納付の印影と引き換えることができる。

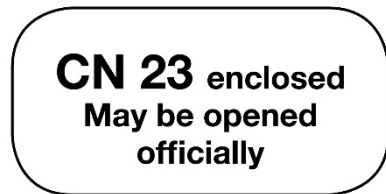
### 20-001 税関検査に付される郵便物

- 2 通常郵便物に適用される規定
- 2.5 差出人が選択する場合には、郵便物には、所定の数の税関告知書C N23 を添付する。そのうちの一通の税関告知書は、必ず郵便物の表面に貼り付けなければならない。税関告知書が郵便物の外部に直接的に見えない場合において、税関告知書C N22 は、その分離可能な部分を郵便物の外部に貼り付ける。同様に、税関告知書C



N22 の分離可能な部分を、次のように記載した白色又は緑色ののり付きの又は粘着シール式の票符に置き換えることができる。

黒色で記載



(Size 50 x 25 mm, colour white or green)